

輸出品目規制

2025年2月5日更新

1. 輸出禁止品目の管理

『対外貿易法』（1994年7月1日より実施、2004年7月1日改正、2016年11月7日改正、2022年12月30日改正。

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY4MmQ2MjA5NWl%3D>

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4NTU2NzE4NjAxODU2MmU3YjZmODA2YTA%3D>）は、輸出が禁止される貨物と技術の原則を規定している。

- (1) 国家安全や社会公共利益、公共道徳を維持するために、輸出を禁止すべきもの
- (2) 人間と動植物の生命または健康を保護し、環境を保護するために輸出を禁止すべきもの
- (3) 金と銀の輸出入措置実施のために輸出を禁止すべきもの
- (4) 中国国内において供給不足または枯渇の恐れがある資源を保護するために輸出を禁止すべきもの
- (5) 法律・行政法規に従い、輸出を禁止すべきもの
- (6) 中国が締結・参加した国際条約、協定に従い、輸出を禁止すべきもの

『輸出管理法』（2020年12月1日より実施。

https://www.gov.cn/xinwen/2020-10/18/content_5552119.htm）により、両用物質、軍用品、核および他の国家の安全と利益の保護、拡散防止等の国際的義務の履行に関わる貨物、技術、サービス等に対し、輸出管理を実施する。

輸出管理とは、中国から国外へ管理制限の物品を移転、国内の公民、法人および非法人組織より国外の組織と個人へ管理制限の部品を提供することに対し、禁止または制限性措置を採用することを指す。

管理リストにて記載される物質または一時管理物質の輸出時、輸出経営者は国家輸出管理部門に許可申請を提出しなければならない。

国家輸出管理部門は次の要因に基づき、許可申請の批准をするか否かを判断する。

- (1) 国家安全と利益
- (2) 国際義務と対外承諾
- (3) 輸出類型
- (4) 管理物質の敏感程度
- (5) 輸出目的国家または地域
- (6) エンドユーザーと最終用途
- (7) 輸出経営者の関連信用記録
- (8) 法、法規に規定される他の要因

『輸出入禁止物品表』（1993年3月1日より実施。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/356445/index.html>）に基づき、次の品目は輸出禁止される。

- (1) 各武器、武器のレプリカ、弾薬、爆発物
- (2) 偽造貨幣および偽造有価証券
- (3) 中国の政治、経済、文化、道徳に危害を加えるもの、中国の国家機密に関わる印刷品、フィルム、写真、レコード、映画、録音テープ、ビデオテープ、レーザーディスク、コンピュータ用ストレージメディアなど
- (4) 各種毒薬
- (5) アヘン、モルヒネ、ヘロイン、大麻および中毒性のあるその他麻薬、向精神薬
- (6) 危険性のある病菌、害虫およびその他有害生物を携帯する動植物とその副産品
- (7) 人畜の健康を脅かし、疫病が発生・流行している国・地域からの食品・薬品、およびその他疾患を拡散する食品・薬品など
- (8) 貴重な文物
- (9) 貴重な動植物（標本を含む）、絶滅に瀕する動植物（標本を含む）およびその種と繁殖材料

『輸出禁止貨物目録』（各年版。詳しくは後述）に基づき、主な輸出禁止品目は次のとおり。

- (1) 虎の骨、麝香、サイの角、麻黄、一部の原木、天然牛黄
- (2) 一部のプラチナ
- (3) 洗浄剤に使う四塩化炭素、洗浄剤に使う 1,1,1-トリクロロエタン、木炭、一部の石綿、一部の化学品
- (4) 森林凋落物、泥炭（草炭）

『輸出禁止貨物目録』

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/200207/20020700031637.shtml>）：第1回、2001年12月20日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/200410/20041000287748.shtml>）：第2回、2004年10月1日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/200602/20060201575919>）：第3回、2006年1月1日より実施）

（https://wms.mofcom.gov.cn/zcfb/wmgl/art/2006/art_8567bb1e88ff4facb112d6ff0ac73f1d.html）：第4回、2006年5月1日より実施）

（https://wms.mofcom.gov.cn/zcfb/wmgl/art/2008/art_cbc4c57a40c94e37a8df77316b8d53cb.html）：第5回、2009年1月1日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202012/20201203027805.shtml>）：第6回、2021年1月1日より実施）

（https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk10/202306/t20230608_1033209.html）：第7回、

2023年6月6日より実施)

(https://wms.mofcom.gov.cn/zcfb/wmgj/art/2023/art_121618824d4744b49a4d5d412229b114.html) : 第8回、2024年1月1日より実施)

『クロロフルオロカーบอนを冷却材・発泡剤とする家電製品の生産・販売・輸出入の禁止に関する公告』(2007年9月1日より実施。

https://www.mee.gov.cn/gkml/zj/jh/200910/t20091022_173700.htm) に基づき、クロロフルオロカーบอนを冷却材・発泡剤とする家電製品とクロロフルオロカーบอนを冷却材とする家電製品向けのコンプレッサーの輸出が禁止される。

『ラクトパミンと塩酸ラクトパミンの輸出入禁止に関する公告』(2009年12月9日より実施。https://www.gov.cn/gzdt/2009-12/08/content_1482356.htm) に基づき、ラクトパミンと塩酸ラクトパミンの輸出が禁止される。

『北朝鮮への輸出が禁止される両用物質と技術リスト』(2013年9月23日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201309/20130900317772.shtml>) に基づき、リストに記載された大量殺人兵器と輸送道具に関連する両用物質と技術は、北朝鮮への輸出が禁止される。

『北朝鮮への輸出が禁止される両用物質と技術リストの追加』(2016年6月14日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201606/20160601338628.shtml>) に基づき、リストに新たに記載された核、ミサイル、化学武器または生物武器に転用される物質と技術は、北朝鮮への輸出が禁止される。

『北朝鮮への輸出が禁止される両用物質と技術リストの追加』(2017年1月25日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201701/20170102507933.shtml>) に基づき、リストに新たに記載された大規模殺傷性武器およびその運送設備に関連する両用物質および技術は、北朝鮮への輸出が禁止される。

『北朝鮮への輸出が禁止される両用物質と技術リストの増加』(2018年2月5日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201802/20180202708996.shtml>) に基づき、リストに新たに記載された核、ミサイル、化学武器または生物武器に転用される物質と通常武器に転用される物質と技術は、北朝鮮への輸出が禁止される。

『商務部、税関総署公告2018年第4号——国連安全保障理事会の2397号決定の執行について』(2018年1月6日より実施。https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zgdwjmywg/art/2018/art_312d62898f2146db892d9fda87e2303d.html) に基づき、鉄・鋼およびその他の金属・工業機械・運送車両(製品リストは前記公告の添付ファイルを参照)は、北朝鮮への輸出が禁止される。原油・石油精練製品は、北朝鮮への輸出が制限される。

『商務部、工業情報化部、国家防衛科技工業局、国家原子力機関、税関総署公告2018年第17号——北朝鮮への輸出が禁止される大規模殺傷性武器およびその運送設備に関連する両用物質および技術、武器両用物質の公告』(2018年2月5日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201804/20180402736184.shtml>) に基づき、大規模殺傷性武器およびその運送設備に関連する両用物質および技術、武器両用物質は、北朝鮮への輸出が禁止される。

『北朝鮮への輸出が禁止される両用物質と技術リストの追加』(2018年4月8日より実施、

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201804/20180402729390.shtml>) に基づき、リストにて記載される大規模殺傷性武器およびその運送設備に関連する両用物質および技術は、北朝鮮への輸出が禁止される。

『台湾への天然砂の輸出の暫定的停止に関する商務部報道官の記者への回答』（2022年8月3日より実施、<http://www.mofcom.gov.cn/article/xwfb/xwfyth/202208/20220803337886.shtml>) に基づき、台湾への天然砂の輸出が暫定的に停止される。

『中国の輸出禁止・制限技術目録』（2023年12月21日より実施、<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcfwmy/202312/20231203462079.shtml>) に基づき、当該目録に記載される特定の分野における特定の技術について、輸出が禁止または制限される。

『商務部 税関総署 国家国防科工局 中央軍事委員会装備発展部公告 2023 年第 28 号 一部の無人航空機に対する一時的な輸出規制の実施に関する公告』（2023年9月1日より実施、<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202307/20230703424616.shtml>) に基づき、特定の無人航空機は輸出に際して許可が必要となるなど輸出管理が強化されている。

『商務部 税関総署 国家国防科工局 中央軍事委員会装備発展部公告 2023 年第 27 号 無人航空機関連の品目に対する輸出規制の実施に関する公告』（2023年9月1日より実施、<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202307/20230703424598.shtml>) に基づき、特定の無人航空機関連の品目は輸出に際して許可が必要となるなど輸出管理が強化されている。

『商務部 税関総署公告 2023 年第 23 号 ガリウム、ゲルマニウム関連の品目に対する輸出規制の実施に関する公告』（2023年8月1日より実施、<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202307/20230703419666.shtml>) に基づき、特定のガリウム、ゲルマニウム関連の品目は輸出に際して許可が必要となるなど輸出管理が強化されている。

2. 輸出制限品目の管理

『対外貿易法』（1994年7月1日より実施、2004年7月1日改正、2016年11月7日改正、2022年12月30日改正。

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY4MmQ2MjA5NWl%3D>

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4NTU2NzE4NjAxODU2MmU3YjZmODA2YT%3D>) は、輸出制限される貨物と技術の原則を規定している。

- (1) 国家の安全や社会の公共利益、公共道徳を維持するため、輸出を制限すべきもの
- (2) 人間と動植物の生命または健康を保護し、環境を保護するため、輸出を制限すべ

きもの

- (3) 金と銀の輸出入措置実施のために輸出を制限すべきもの
- (4) 輸出目的国または地域の市場規模に限りがあり、輸出を制限すべきもの
- (5) 輸出経営秩序に深刻な混乱が起こり得るため輸出を制限すべきもの
- (6) 法律、行政法規の規定により、輸出を制限すべき技術。
- (7) 中国が締結・参加した国際条約・協定により、輸出を制限すべき技術

輸出制限管理の主な管理措置は輸出割当管理と輸出許可証管理である。毎年『輸出許可証管理貨物目録』が公布され、それぞれの対象品目が定められる。

『貨物輸出許可証管理方法』（2005年1月1日実施、2008年7月1日改正、2019年11月30日改正）

(http://www.gov.cn/gongbao/content/2008/content_1175829.htm)

『2015年輸出許可証管理貨物等級分類証書交付目録』（2015年1月1日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200854927.shtml>)

『一部の両用物質の輸出管理強化に関する公告』2015年8月15日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201507/20150701067575.shtml>)

『両用物質および技術輸出入許可証管理目録』（2025年1月1日より実施）

(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2024/art_1429f7129ac94f02b60c50f7183bf42c.html)

『2017年輸出許可証管理貨物等級分類証書交付目録』（2017年1月1日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201701/20170102497491.shtml>)

『2020年自動車とオートバイ輸出許可申告に関する公告』（2020年1月1日より実施）

(<http://m.mofcom.gov.cn/article/h/redht/201909/20190902896434.shtml>)

『2025年輸出許可証管理貨物目録』（2025年1月1日より実施）

(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2024/art_d33928ade2a84c0a85050c53fe85b6e2.html)

『高圧放水砲類製品に対する輸出管理実施に関する公告』（2022年12月1日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zczxzc/202211/20221103363969.shtml>)

『商務部 科学技術部 中国の輸出禁止・制限技術目録の調整』（2020年8月28日より実施）

(https://www.gov.cn/gongbao/content/2020/content_5560294.htm)

2008年に公布された中国の輸出禁止・制限技術目録（http://www.gov.cn/flfg/2008-09/25/content_1105522.htm）の掲載項目の削除、修正、追加を行った。ドローン関連技術、3Dプリンティング技術、情報セキュリティ関連技術、暗号や基盤ソフトウェアの安全に関する技術等が輸出制限項目に追加された。同目録の制限項目に掲載された技術の輸出にあたっては「技術輸出入管理条例」に基づき、省レベルの商務主管部門に対して技術輸出許可を申請し、批准を得たのち、当該技術の輸出に関する実質的な交渉と契約締結が可能とな

る。次の 17 分野において制限技術がある。

輸出制限部分：

- (一) 農業
- (二) 牧畜業
- (三) 漁業
- (四) 農・林・牧・漁業サービス業
- (五) 化学原料および化学製品製造業
- (六) 医薬製造業
- (七) 非金属鉱物製品業
- (八) 汎用設備製造業
- (九) 専門設備製造業
- (十) 交通運輸設備製造業
- (十一) 通信機器、コンピュータおよびその他の電子機器製造業
- (十二) 計器および文化・事務用機械製造業
- (十三) 電力・熱力の生産および供給業
- (十四) 電気通信その他情報伝達サービス業
- (十五) コンピュータサービス業
- (十六) ソフトウェア業
- (十七) 専門技術サービス業

『両用品目の輸出管理業務のさらなる実施に関する商務部弁公庁の通知』（2023年2月12日公布）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202302/20230203384654.shtml>)

商務部弁公庁は、両用品目の輸出管理業務について、輸出予定の商品、技術およびサービスが両用品目に該当するか否かの正確な判別、輸出管理の対象範囲の正確な把握、許可手続の厳格な履行、エンドユーザーおよび最終用途に関する規定の遵守、内部コンプライアンス制度を確立させるための管轄区域内の両用品目輸出事業者への指導、利便性の高い包括許可措置の実施、法執行の監督管理の強化、企業の要望の解決に向けた支援などの面で、各地の商務主管部門に対する原則的要求を示した。

『輸出管理法』（2020年12月1日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/202010/20201003008907.shtml>)

管理品目と輸入業者・エンドユーザーについての規制リストを作成し、管理品目やリストに掲載された輸入業者・エンドユーザーに対して輸出を禁止・制限するという形で、管理を強化する。

管理品目の具体的なリストは同法成立時点では公表されていないが、同法の総則において輸出管理を適用するものとして「両用（デュアルユース）品目、軍用品、核に加え、国家安全と利益の擁護、拡散防止など国際義務の履行にかかわる貨物、技術、サービスなどの品目」と規定された。

『両用品目輸出管理条例』（2024年12月1日より実施）

(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2024/art_6ed1d5c0336843c493bd45a1911eab17.html)

「輸出管理法」に基づき、「両用品目の輸出管理」についての管理条例が制定され、2024年12月1日より実施された。当該管理条例に基づき、「両用品目」（民事用途があり、軍事用途があり、または軍事的潜在力の向上に役立つことを指し、特に大量破壊兵器およびその運搬具の設計、開発、生産、または使用に使用できる貨物、技術、サービス、関連する技術資料などのデータを含む）について、国家は中華人民共和国国内から国外への両用品目の移転および中華人民共和国公民、法人および非法人組織が外国組織および個人に両用品目を提供することに対して、両用品目の貿易性輸出および対外贈与、展覧、協力、援助およびその他の方式での移転を含め、禁止または制限的な措置の輸出管理を行う。

具体的には、両用品目の輸出について、許可制度、エンドユーザーおよび最終用途管理制度、管理リスト制度などの諸制度を通じて、管理を行う。

また、当該管理条例の実施に伴い、「両用品目輸出管理リスト」（2024年12月1日より実施、https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content_6987846.htm）が2024年11月15日に公布された。

『両用品目の米国への輸出管理の強化に関する公告』（2024年12月3日より実施）

(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2024/art_deb001af54684fb0803282d6d1dd4ca4.html)

以下の措置が講じられ、これに違反するいかなる国と地域の組織または個人も、法律に従って法的責任を問われる。

一、両用品目を米国の軍事ユーザー向けまたは軍事用途で輸出することを禁止する。

二、原則として、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬度材料に関連する両用品目の米国への輸出を許可しない。黒鉛両用品目の米国への輸出について、さらに厳格なエンドユーザーと最終用途の審査を実施する。

『輸出管理コントロールリスト』（2025年1月2日より実施）

(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2025/art_c14d6b7d45e247c596f4d3ecdda9b291.html)

28社の米国企業を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これらの企業に対して両用品目を輸出することを禁止し、現在実施している関連する輸出行為については、直ちに停止しなければならない。特殊な事情により輸出の必要がある場合、商務部に申請を提出しなければならない。

『タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムに関連する品目に対し輸出管理を実施する決定』（2025年2月4日より実施）

(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zc/art/2025/art_a1e7086f811049659048e96867fc6af0.html)

タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムに関連する品目を輸出する

場合、輸出管理法、両用品目輸出管理条例の関連規定に従い、国务院の商務主管部門に許可を申請しなければならない。

『商務部公告2025年第13号 米国企業15社の輸出管理コントロールリストへの掲載』（2025年3月4日より実施）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_elea9512b1f84dc6b1a17f703fa4cf56.html

15社の米国企業を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これらの企業に対して両用品目を輸出することを禁止し、現在実施している関連する輸出行為については、直ちに停止しなければならない。特殊な事情により輸出の必要がある場合、商務部に申請を提出しなければならない。

(1) 輸出割当管理

『貨物輸出入管理条例』（2002年1月1日より実施。

http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content_61769.htm）と『輸出商品割当管理弁法』

（2002年1月1日より実施。http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content_61509.htm）に基づき、数量が制限される輸出品目に対して、輸出割当管理が実施される。輸出割当品目の目録は毎年公布され、輸出経営者はそれらの品目を輸出する際に事前に割当を取得する必要がある。

『2015年農産物と工業品の輸出割当総量』（2015年1月1日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201410/20141000778659.shtml>）

『2015年燐鉍石輸出割当の申告条件、申告手続と配分方案』（2015年1月1日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201410/20141000762821.shtml>）

『2015年インジウム、すず輸出割当の申告条件と申告手続』（2015年1月1日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201411/20141100782638.shtml>）

『2015年一部農産物輸出割当配分方案』（2015年1月1日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200835808.shtml>）

『2015年第一回アンチモン、銀、インジウム、すずなどの非鉄金属輸出割当表』（2015年1月1日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200850222.shtml>）

『2016年燐鉍石輸出割当の申告条件、申告手続と配分方案』（2016年1月1日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201510/20151001151552.shtml>）

『2016年インジウム、すず輸出割当の申告条件と申告手続』（2016年1月1日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201510/20151001151566.shtml>）

『2016年農産物と工業品の輸出割当総量』（2016年1月1日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201510/20151001151873.shtml>）

『2016年インジウム、すず輸出割当の申告条件と申告手続』（2016年1月1日より実施）

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201510/20151001151566.shtml>）

『2016年農産物と工業品の輸出割当総量』（2016年1月1日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201510/20151001151873.shtml>)
『2016年香港とマカオの食糧製粉輸出割当』（2016年1月5日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201601/20160101226860.shtml>)
『2017年農産物と工業品の輸出割当総量』（2017年1月1日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201611/20161101564684.shtml>)
『2017年リン鉱石輸出割当の申告条件、申告手続と配分方案』（2017年1月1日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201611/20161101579808.shtml>)
『2017年一部農産物輸出割当配分方案』（2016年12月16日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201612/20161202287818.shtml>)
『2017年香港とマカオの食糧製粉輸出割当』（2016年12月26日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201612/20161202393916.shtml>)
『2018年リン鉱石輸出割当の申告条件、申告手続と配分方案』（2017年10月23日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201710/20171002657821.shtml>)
『2018年工業品と農産物の輸出割当総量』（2017年10月30日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201710/20171002662001.shtml>)
『商務部による2018年の一部農産物の輸出割当の配分に関する通知』（2017年12月14日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201712/20171202685457.shtml>)
『2018年第2回カンゾウとその製品の輸出割当の配分に関する通知』（2018年6月26日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201807/20180702761912.shtml>)
『2018年第2回イグサとその製品の輸出割当の配分に関する通知』（2018年7月20日より実施）
(<http://images.mofcom.gov.cn/wms/201807/20180724102315956.pdf>)

『輸出入がコントロールされるオゾン層消耗物質目録』（2021年11月1日より実施）
(https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202110/t20211026_957865.html?keywords=%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E8%BF%9B%E5%87%BA%E5%8F%A3%E5%8F%97%E6%8E%A7%E6%B6%88%E8%80%97%E8%87%AD%E6%B0%A7%E5%B1%82%E7%89%A9%E8%B4%A8%E5%90%8D%E5%BD%95) に明記されたオゾン層消耗物質は、輸出割当管理が実施される。

『貨物輸出割当総量（2021）』（2020年10月28日公布）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/202010/20201003011790.shtml>)
『貨物輸出割当総量（2023）』（2022年10月28日公布）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202210/20221003363245.shtml>)
『貨物輸出割当総量（2025）』（2024年10月28日公布）
(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zc/art/2024/art_3e1c6594d34f4f9bb8d0c49229432608.html)

)

(2) 輸出割当入札管理

『輸出商品割当入札方法』（2002年1月1日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/swfg/swfgbf/200212/20021200058729.shtml>)

『農産品輸出割当入札実施細則』（2001年12月3日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/200207/20020700031758.shtml>)

『工業品輸出割当入札実施細則』（2001年11月8日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/200207/20020700031759.shtml>)

『2015年第1回工業品輸出割当入札公告』（2014年11月6日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201411/20141100787327.shtml>)

『2014年第2回マグネシアクリンカー、滑石輸出割当入札資質および初審、復審公告』（2014年5月19日より実施）

https://wms.mofcom.gov.cn/zcfb/wmgf/art/2014/art_962c0cda72424c05bca80c1f14d1dcf0.html)

『2015年第1回滑石塊（粉）輸出割当入札公告』（2014年12月8日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200817395.shtml>)

『2014年第2回滑石塊（粉）輸出割当入札公告』（2014年7月14日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201407/20140700647977.shtml>)

『2015年第1回カンゾウとその製品輸出割当入札公告』（2014年12月22日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200826786.shtml>)

『2014年第2回カンゾウとその製品輸出割当入札公告』（2014年7月4日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201407/20140700650649.shtml>)

『2015年第1回イグサとその製品輸出割当入札公告』（2014年12月17日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200833637.shtml>)

『2014年第2回イグサとその製品輸出割当入札公告』（2014年7月10日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201407/20140700653141.shtml>)

『2015年第1回未焼成水滑石輸出割当入札公告』（2014年12月8日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200817419.shtml>)

『2014年第2回未焼成水滑石輸出割当入札公告』（2014年7月14日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201407/20140700647987.shtml>)

『2015年第1回軽焼・死焼マグネシア輸出割当入札公告』（2014年12月8日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200817416.shtml>)

『2014年第2回軽焼・死焼マグネシア輸出割当入札公告』（2014年7月14日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201407/20140700647984.shtml>)

『2015年第1回酸化マグネシウムが70%以上の混合物輸出割当入札公告』（2014年12月8日より実施）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200817385.shtml>)

『2014年第2回酸化マグネシウムが70%以上の混合物輸出割当入札公告』（2014年7月14日より実施）

- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201407/20140700647971.shtml>)
『2015年第1回その他の酸化マグネシウムが70%以上の鉱産物輸出割当入札公告』（2014年12月8日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200817407.shtml>)
『2014年第2回その他の酸化マグネシウムが70%以上の鉱産物輸出割当入札公告』（2014年7月14日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201407/20140700647981.shtml>)
『2015年第2回工業品輸出割当入札公告』（2015年5月22日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201505/20150500981860.shtml>)
『2015年第2回有色金属輸出割当公告』（2015年6月23日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201507/20150701031941.shtml>)
『2015年第2回カンゾウとその製品輸出割当入札公告』（2015年7月1日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201507/20150701034858.shtml>)
『2015年第2回イグサとその製品輸出割当入札公告』（2015年7月8日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201507/20150701038155.shtml>)
『2016年マグネシアクリンカー、滑石輸出割当入札公告』（2015年11月4日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201511/20151101155335.shtml>)
『2016年第1回カンゾウ輸出割当入札公告』（2015年11月4日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201511/20151101157635.shtml>)
『2016年第1回カンゾウとその製品輸出割当入札公告』（2015年12月7日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201512/20151201207330.shtml>)
『2016年第1回工業品輸出割当入札公告』（2015年12月25日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201512/20151201222886.shtml>)
『2016年第2回カンゾウとその製品輸出割当入札公告』（2016年5月16日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201605/20160501319643.shtml>)
『2016年第2回工業品輸出割当入札公告』（2015年6月28日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201606/20160601347971.shtml>)
『2016年第2回マグネシアクリンカー輸出割当入札公告』（2016年7月12日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201607/20160701353564.shtml>)
『2016年第2回滑石輸出割当入札公告』（2016年7月12日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201607/20160701353559.shtml>)
『2016年第2回イグサとその製品輸出割当入札公告』（2016年9月18日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201608/20160801384392.shtml>)
『2017年カンゾウとその製品輸出割当入札公告』（2016年11月17日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201611/20161101809775.shtml>)
『2017年第1回イグサとその製品輸出割当入札公告』（2017年1月6日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201701/20170102497979.shtml>)
『2018年度のカンゾウおよびその製品の輸出割当の入札募集に関する公告』（2017年11月27日より実施）
- (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201711/20171102676532.shtml>)

『2019年度のカンゾウおよびその製品の輸出割当の入札募集に関する公告』（2018年12月7日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202815362.shtml>)

『2019年イグサとその製品輸出割当入札公告』（2018年12月11日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202815831.shtml>)

『2019年一部の農産品輸出割当入札公告』（2018年12月14日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202818106.shtml>)

『2019年香港・マカオ向け食糧製粉輸出割当入札公告』（2018年12月20日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202819417.shtml>)

『2020年香港・マカオ向け食糧製粉輸出割当入札公告』（2019年12月25日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201912/20191202926897.shtml>)

『2021年カンゾウとその製品輸出割当入札公告』（2020年11月20日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202011/20201103017288.shtml>)

『2021年イグサとその製品輸出割当入札公告』（2020年11月30日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202011/20201103019214.shtml>)

『2021年香港・マカオ向け食糧製粉輸出割当入札公告』（2020年12月31日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202101/20210103028533.shtml>)

『2023年カンゾウとその製品輸出割当入札公告』（2022年12月27日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202212/20221203375922.shtml>)

『2023年イグサとその製品輸出割当入札公告』（2022年12月29日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202301/20230103377168.shtml>)

『2024年イグサとその製品輸出割当入札公告』（2023年11月8日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202311/20231103453226.shtml>)

『2024年カンゾウとその製品輸出割当入札公告』（2023年11月29日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202311/20231103457557.shtml>)

『2025年イグサとその製品輸出割当入札公告』（2024年11月28日より実施）

(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2024/art_803fadaf44cd4687836c941eaa64f97b.html)

『2025年カンゾウとその製品輸出割当入札公告』（2024年11月28日より実施）

(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2024/art_2fda9cc075d54f39badb65d7e762f676.html)

(3) 輸出許可証管理

数量制限のない輸出制限品目に対して、輸出許可証管理が実施される。

輸出許可証管理品目の目録は毎年公布され、輸出者はそれらの品目を輸出する際に事前に輸出許可証を取得する必要がある。輸出許可証を用いて通関手続を行う。

『中国輸出禁止・輸出制限技術目録（改正版）』（2008年11月1日より実施。
https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/flfggz/flfggzbmzg/200902/t20090209_144626.html）に基づき、農、林、牧畜業などの分野において一部技術の輸出が制限され、許可証管理が実施される。

- 『2015 年タングステン・アンチモン・銀の国営貿易輸出企業、タングステン・アンチモンの輸出と供給企業の資格基準と申告手続』（2015 年 1 月 1 日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201411/20141100782032.shtml>)
- 『2015 年鉄合金輸出許可の申告条件と申告手続』（2015 年 1 月 1 日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201411/20141100781411.shtml>)
- 『2015 年クエン酸（塩）輸出許可の申告条件と申告手続』（2015 年 1 月 1 日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201410/20141000780615.shtml>)
- 『2016 年鉄合金輸出許可の申告条件と申告手続』（2016 年 1 月 1 日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201510/20151001151542.shtml>)
- 『2016 年タングステン・アンチモン・銀の国営貿易輸出企業の資格基準と申告手続』（2016 年 1 月 1 日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201510/20151001151560.shtml>)
- 『2016 年鉄合金輸出許可の申告条件と申告手続』（2016 年 1 月 1 日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201510/20151001151542.shtml>)
- 『2017 年鉄合金輸出許可の申告条件と申告手続』（2017 年 1 月 1 日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201611/20161101579837.shtml>)
- 『2015年輸出許可証管理貨物目録』（2015年1月1日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200854859.shtml>)
- 『2015年輸出許可証管理貨物等級分類証書交付目録』（2015年1月1日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200854927.shtml>)
- 『2016年輸出許可証管理貨物目録』（2016年1月1日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201512/20151201225345.shtml>)
- 『2017年輸出許可証管理貨物目録』（2017年1月1日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201701/20170102462049.shtml>)
- 『2017年輸出許可証管理貨物等級分類証書交付目録』（2017年1月1日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201701/20170102497491.shtml>)
- 『2018年輸出許可証管理貨物目録』（2018年1月1日より実施）
(<http://m.mofcom.gov.cn/article/b/c/201801/20180102693312.shtml>)
- 『2018年貨物輸出許可証発行目録』（2018年1月1日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201801/20180102693312.shtml>)
- 『2019 年鉄合金輸出許可の申告条件と申告手続』（2019 年 1 月 1 日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201809/20180902791420.shtml>)
- 『船舶用低硫黄燃料油を輸出許可証管理貨物目録に追加する公告』（2020 年 5 月 1 日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202004/20200402959878.shtml>)
- 『自動車とオートバイ輸出許可の申告に関する通知』（2020 年 9 月 7 日より公布）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/202009/20200902999250.shtml>)
- 『2019年輸出許可証管理貨物目録』（2019年1月1日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201901/20190102823727.shtml>)
- 『2020年輸出許可証管理貨物目録』（2020年1月1日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201912/20191202927141.shtml>)
『2021年輸出許可証管理貨物目録』（2021年1月1日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/202012/20201203027824.shtml>)
『2022年輸出許可証管理貨物目録』（2022年1月1日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202112/20211203233746.shtml>)
『2023 年輸出許可証管理貨物目録』（2023 年 1 月 1 日より実施）
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202212/20221203376706.shtml>)
『2024 年輸出許可証管理貨物目録』（2024 年 1 月 1 日より実施）
(https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202312/content_6923618.htm)
『2025 年輸出許可証管理貨物目録』（2025 年 1 月 1 日より実施）
(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2024/art_d33928ade2a84c0a85050c53fe85b6e2.html)

(4) 輸出臨時管理

他国または他地域において制限される中国の紡績品および 2 カ国協定で規定された臨時数量管理の紡績品は、『紡績品輸出臨時管理商品目録』に盛り込まれる。

対外貿易経営者は、紡績品輸出臨時管理商品目録に明記されている紡績品を輸出する前に、現地の商務責任部門で臨時輸出許可の手続きをし、許可証を申請する。その後、許可証を基に通関手続を行う。臨時輸出許可証は「1 回 1 証」「1 通関 1 証」が原則で、有効期間は 6 カ月である。

『米国向けの紡績品輸出臨時管理商品目録』と『EU 向けの紡績品輸出臨時管理商品目録』
(2007 年 1 月 1 日より実施)

(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zgdwjmywg/art/2006/art_8c965fe3d1744d7ea993d57eb32631eb.html)
)

『商務部外貿司による 2008 年の「米国向けの織物輸出臨時管理商品目録」の一部 HS コードの調整に関する通知』(2008 年 1 月 1 日より実施)

(<http://m.mofcom.gov.cn/article/h/redht/200712/20071205312923.shtml>)

『黒鉛品目の臨時輸出規制措置の最適化・調整に関する公告』(2023 年 12 月 1 日より実施)
次の特性を満たす品目は、許可を得ずに輸出してはならない。

- ①高純度（純度>99.9%）、高強度（抗折強度>30 メガパスカル）、高密度（密度>1.73 グラム/立方センチメートル）の人造黒鉛材料およびその製品（参考税関商品コード：3801100030、3801909010、6815190020）。
- ②天然鱗片状黒鉛およびその製品（球状黒鉛、膨張黒鉛等を含む）（参考税関商品コード：2504101000、2504109100、3801901000、3801909010、3824999940、6815190020）。

(5) 核、生物、化学とミサイルなどのセンシティブな物質と技術

『両用物質と技術輸出入許可証管理方法』(2006 年 1 月 1 日より実施)、『両用物質と技術

輸出入汎用許可管理方法』(2009年7月1日より実施)、『両用物質と技術輸出入許可証管理目録』(2015年1月1日より実施、2015年7月1日改正、2016年1月1日改正、2017年1月1日改正、2018年1月1日改正、2019年1月1日改正、2020年1月1日改正、2021年1月1日改正)により、「核輸出制限リスト」(2016年1月1日改正、2018年10月1日改正)に収載された物質と技術(168項目)、「核両用品と関連技術輸出制限リスト」に収載された物質と技術(202項目)、「生物両用品と関連設備・技術輸出制限リスト」に収載された物質と技術(144項目)、「監視化学品管理条例監視目録」に収載された物質(65項目)、「化学品と関連設備・技術輸出制限リスト」に収載された物質と技術(37項目)、「ミサイルと関連物質・技術輸出制限リスト」に収載された物質と技術(186項目)、覚せい剤に転用可能な化学品(62項目)、コンピュータ(6項目)が輸出許可証管理の対象となる。また、『一部の両用物質の輸出管理強化に関する公告』(2015年8月15日より実施)により、無人飛行機と高性能コンピュータが輸出許可証管理の対象となる。

『両用物質と技術輸出入許可証管理弁法』(2006年1月1日より実施)

(<http://cys.mofcom.gov.cn/article/glml/201504/20150400951617.shtml>)

『両用物質と技術輸出入汎用許可管理弁法』(2009年7月1日より実施)

(http://www.gov.cn/flfg/2009-05/19/content_1318977.htm)

『一部の両用物質の輸出管理強化に関する公告』(2015年8月15日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201507/20150701067575.shtml>)

『イランに核両用品およびその関連技術を輸出する規定に関する公告』(2016年4月1日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201604/20160401295232.shtml>)

『北朝鮮向け輸出禁止の一部の鉱石製品のリストに関する公告』(2016年4月5日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201604/20160401289770.shtml>)

『北朝鮮への輸出が禁止される両用物質と技術の追加リストに関する公告』(2016年6月14日より実施、2017年1月25日改正)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/fgsjk/201606/20160602649587.shtml>)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201701/20170102507933.shtml>)

『北朝鮮への輸出が禁止される大規模殺傷性武器およびその運送設備に関連する両用物質および技術、武器両用物質の公告』(2018年2月5日より実施、2018年4月8日改正)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/201802/20180202708996.shtml>)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcwg/201805/20180502739626.shtml>)

『両用品目と技術輸出入許可証管理目録』(2025年1月1日より実施)

(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2024/art_1429f7129ac94f02b60c50f7183bf42c.html)

『過塩素酸カリウム輸出規制に関する公告』(2022年4月1日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202112/20211203233142.shtml>)

(6) 新型コロナウイルスに対応する輸出管理規定

『商務部・税関総署・国家市場監督管理総局公告 2023年32号 防疫物資の輸出における品質管理措置を調整するための公告』(2023年8月18日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202308/20230803436393.shtml>)

3. 国営貿易管理

一部商品の輸出は国営貿易会社に限定される。国営貿易管理が実施される輸出品目の目録および国営貿易会社の名簿は公布され、原則としてそれ以外の企業はこれらの商品の輸出を行ってはならない。ただし、『貨物輸出入管理条例』（2002年1月1日より実施）により、非国営貿易会社は国営貿易管理の商品を一定の数量以内に限り輸出することができる。

国営貿易管理が実施される輸出品目は、トウモロコシ、米、石炭、原油、製品油、綿花、アンチモンとその製品、タングステンとその製品、銀である。

『輸出国営貿易管理貨物目録』（2001年12月11日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/200207/20020700031632.shtml>)

4. 指定経営管理

輸出経営秩序を維持するために、商務部は一定の期限内において一部商品の輸出に対し指定経営管理を実施することができる。

指定経営管理が実施される輸出品目は、緑茶、ウーロン茶、定型炭素鋼板（米国向け）である。

『輸出指定経営管理貨物目録』（2001年12月11日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/200207/20020700031632.shtml>)

5. 加工貿易管理

加工貿易の対象商品は禁止類、制限類、許可類に分類・管理される。

(1) 禁止類商品は、加工貿易を行ってはならない。

『加工貿易禁止類商品目録』（2015年1月1日より実施、2015年11月10日改正
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201511/20151101159729.shtml>）により、1,862税目は加工貿易が禁止される。

『商務部、環境保護部、税関総署公告 2009年第8号』（2009年3月2日より実施。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/200903/20090306099222.shtml>）に基づき、生皮に関する加工貿易政策が調整され、輸入半製品革（商品コード：4104～4106）の輸出製品革への加工貿易業務は認められた。

また、次の場合は、加工貿易方式による生皮輸入の関連業務も認められる。

- ・ 輸入生皮を皮革製品に直接加工し、再輸出すること

- ・ 輸入生皮を半製品革または製品革に加工し、直接または税関特殊監督管理地域を経て、さらに区内皮革製品企業が皮革製品に加工し再輸出すること
- ・ 輸入生皮を半製品革または製品革に加工し、保税区や輸出加工区などの税関特殊監督管理地域へ輸出し、さらに区内企業が皮革製品に加工し再輸出すること

『加工貿易禁止類商品目録に対する調整実施に関する公告』（2015 年 11 月 10 日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201511/20151101159729.shtml>）『商務部 税関総署 2014 年第 90 号公告』の加工貿易禁止類商品目録中の、国家産業政策に合致し、高エネルギー消費、高汚染に該当しない製品およびかなり高い技術水準を有する製品を除外し、10 桁の商品コードを合計で 11 個除外する。

(2) 制限類商品は、国内外価格差が大きく、技術水準が相対的に低く、エネルギー・資源の消耗が大きく、かつ税関が監督管理しにくい敏感な商品である。現在は、一部の冷凍鳥、植物油、糖、ポリエチレン、プラスチック原料、羊毛、綿花、綿糸、綿布、化学繊維原料、鋼材、電子ゲーム機など 500 税目（10 桁 HS コード）を含む。

『加工貿易制限類目録』（2007 年 8 月 23 日より実施、2009 年 2 月 1 日改正、2015 年 11 月 25 日改正）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201511/20151101195139.shtml>)

また『商務部、税関総署公告 2015 年第 63 号』（2015 年 11 月 25 日より実施。https://swt.xizang.gov.cn/xxgk/zcfg/201905/t20190517_72928.html）により、税関は、企業の信用状況に基づき、企業を高級認証企業、一般認証企業、一般信用企業および信用喪失企業に認定する。企業が税関の信用管理分類に従い台帳保証金を納付し、所定の期限内に完成品に加工して輸出し、かつ照合・消込完了を行った後、保証金および利息が返還される。

『商務部 税関総署公告 2020 年第 54 号 加工貿易禁止類商品目録の調整に関する公告』（2020 年 12 月 1 日より実施、<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202011/20201103015545.shtml>）により、国家産業政策に該当し、エネルギーの高消耗、高汚染に属さない製品や高い技術を持つ製品、10 桁商品コード計 199 点を除外した。同時に、一部の商品禁止方式を調整する。調整された加工貿易禁止類商品目録は『商務部 税関総署 2014 年第 90 号公告』の関連規定に従う。

199 項目の除外対象品目には、純塩化ナトリウムや天然ウランとその化合物、尿素、回収された段ボール、鋼材などの項目が含まれる。このほか硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムの混合物、一部の鋼材など 37 項目についても、これまで輸出入ともに禁止されていたものが輸入のみの禁止に変更される。

(3) 許可類商品は、禁止類、制限類以外のその他の商品を指し、加工貿易企業がこれら

中国 貿易管理制度

の商品について自主的に加工貿易を展開できる。